

大分県新価値創出支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、県内中小企業がクリエイターと協働して企業の商品・サービスの付加価値向上に資する取り組みを実施するにあたって必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）であって、大分県内に主たる事業所を置く者をいう。ただし次号に定めるクリエイターを除く。

2 この要綱において「クリエイター」とは、商品・製品・パッケージ等のデザインをはじめとして映像や音楽、ソフトウェア等の企画・制作等を行う者を指し、創造性、創造力が豊かで高い技術（スキル）を有する人材をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助事業者」という。）は、令和6年度おいたクリエイティブ活用促進事業で実施する各種ワークショップ、マッチングイベントに参加実績のあるまたは参加見込みである県内中小企業とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決するために、クリエイターと協働して行う新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付加価値化、販路の拡大を図るための自社業務の改善、ブランディング等を行う取り組みとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 同一の補助対象事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施（変更）計画書（別紙1）

- (2) (賃上げコースで申請する場合) 賃金増加率計算表 (当初・変更) (別紙2)
- (3) 所要額調書 (別紙3)
- (4) 別表に掲げる補助対象経費に係る見積書等の写し
- (5) 誓約書・同意書 (第2号様式)
- (6) (賃上げコースで申請する場合) 申請前1月分の賃金台帳の写し
※給与形態等によっては、1月分以上必要となる場合があります。
- (7) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書 (個人事業者については本人確認書類)の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による補助金交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容 (賃上げコースから通常コースへの変更を含む) 又は経費の配分の変更 (知事が定める軽微な変更を除く。) をする場合は、補助金変更承認申請書 (第3号様式) を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿 (預金通帳、金銭 (預金) 出納簿等) 及び証拠書類 (契約書、領収書等) は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団 (同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告

により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（8）その他、規則、実施要領、制度要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20%以内の増減）

（補助金の交付決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 規則第9条の規定による状況報告は、知事が事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施結果報告書（別紙1）
- (2) （賃上げコースで申請した場合）賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて賃金増加率計算表対象外従業員一覧（別紙2）、就業規則等の関連書類の写し）
- (3) 補助金精算書（別紙3）
- (4) 実施した内容が明らかな書類（納品書等）

(5) 経費の支出を証する書類（請求書・振込依頼書（振込受付書）・費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し、必要に応じて領収書の写し等）

(6) その他知事が必要と認める資料

2 前項による実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（交付決定の取り消し）

第15条 規則第15条の規定による交付決定の取り消し事由が生じた場合、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の取り消し事由は次のとおりとする。

(1) 事実上の事業の停止および停止予告を行った場合

(2) 認定を受けた事業内容を県の承諾なく変更した場合

(3) 県の求める、事業に関する報告等を故意に怠った場合

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合

(5) その他知事の定める事由による

3 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 知事は、補助金の交付決定の取り消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の取消を受けた場合、もしくは、何らかの理由により事業の中止又は廃止の承認に伴い、既に交付を受け、返還すべき補助金がある場合には、当該金額を知事が定める日までに県に返還しなければならない。

（書類の提出部数）

第17条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部（正本1部）とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県新価値創出支援補助金から適用する。

別表

事業実施 主体	補助対象経費区分及び詳細	補助率及び補助上限額		
		補助率	コース 区分	補助上限額
県内中小 企業	1 販売促進費 印刷製本費 業務委託費（クリエイターに支払 う業務委託費） 2 事業推進費 著作権の出願等知的財産権取得 経費	1 / 3 以内	通常 コース	300千円
			賃上げ コース	400千円 ※全従業員に支払 った賃金（残業代 や賞与、各種手当、 役員に支払った給 与及び役員報酬 等、福利厚生費、 法定福利費や退職 金は除く）を、交 付決定日～令和7 年2月28日の間 に1.5%以上引 き上げ、かつ交付 申請日以降令和7 年2月28日まで に支払が完了して いること。 条件を満たさない 場合は、補助上限 を300千円とす る。
振込に係る手数料は対象外とする。				

※全ての区分において、消費税・人件費・旅費は除く。